

令和 4 年 度
監 査 年 間 計 画

令和 4 年 2 月

福岡市監査委員

目 次

	P
1 目的	1
2 重点的な取組み	1～4
(1) 効率的かつ効果的な監査の実施	1～2
(2) 業務改善の支援	2～3
(3) 組織体制の充実	3
3 実施する監査の種類及び対象等	4～7
(1) 監査	4～6
① 財務監査（定期監査）	
② 財政援助団体監査	
③ 出資団体監査	
④ 公の施設の指定管理者監査	
⑤ 行政監査	
(2) 検査	6
(3) 審査	6～7
① 決算審査	
② 基金運用状況審査	
③ 健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率の審査	
④ 内部統制評価報告書審査	
4 その他	7
別表 1～3	8～14

令和4年度 監査年間計画

1 目的

「福岡市監査基準」第8条第1項に基づき「福岡市監査基本計画」（以下、「基本計画」という。）を踏まえ、効果的に監査等を実施するため、監査年間計画を策定する。

2 重点的な取組み

「基本計画」を踏まえ、以下の項目について重点的に取り組む。

(1) 効率的かつ効果的な監査の実施

① 合規性、正確性の視点による監査

ア リスクアプローチによる監査の実施

監査対象部局や対象団体の業務内容、施設毎の指定管理業務の内容を確認し、過去の監査結果の指摘等を踏まえて、事務処理の傾向からリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を想定する他内部統制として各局で行っているリスク管理対応策の取組も参考にした上で、リスクの高いものに対しては、それに沿ったより具体的な重点事項・着眼点を定めて監査を実施する。

また、事務監査においては、区役所の定期監査において、課を共通して抽出し、7区に共通する事務の課題を把握することで、事務処理誤りの発生原因を含めて、深く掘り下げた監査を実施するなど、業務の改善につながる監査を実施する。

イ 内部統制制度の有効性を意識した監査の実施

「財務に関する事務等の適正な管理及び執行の確保に関する方針」により各課が定めるリスク対応策に不備がないか等、内部統制制度が有効に機能しているかという視点からも監査を実施する。

リスク対応策の不備が判明した場合、内部統制推進部局と情報共有を行い不備の是正を求めていくとともに、全庁に共通する事務処理誤りの発生原因がルール自体の不備によると考えられる場合は、内部統制推進部局を通じ、制度を所管する部局に対して改善を求めるなど、業務の見直しや制度の改善につながる監査を実施する。

また、内部統制が有効に機能していると判断できるものについては、監査における確認の頻度を見直し、それ以外のよりリスクの高いものに監査資源を投入していく等、内部統制に依拠した効率的な監査について検討していく。

ウ 各種監査の相互連携

定期監査結果や行政監査、包括外部監査結果に対する措置状況

を確認し、必要に応じて他の監査の重点事項・着眼点に反映させるなど、相互の連携を深めて監査を実施する。

② 3E（経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness））の視点による監査

ア 3Eの視点による財務監査等の実施

財務監査（定期監査）等において、無駄な事務処理をしていないか、適切な設計や契約を行っているかなど、3Eの視点から監査を実施する。

イ 3Eの視点による行政監査の実施

3Eの視点を踏まえ、特定の施策や事業に係る行政課題をテーマとした行政監査を実施する。

ウ 3Eの視点による指定管理者監査の実施

所管課によるモニタリングの実施状況及びその結果の活用状況を確認し、指定管理者に対する指導監督やその効果について監査するとともに、3Eの視点から市民サービスの向上につながるような業務の改善点などがあれば意見を提出する。

また、利用者の安全に関わることなどを含め、施設を利用する市民の立場から各団体を横断的にチェックする重点事項を設定して監査を実施する。

(2) 業務改善の支援

① 各局区等のフォローアップ

事務監査においては、前年度の定期監査結果に基づく措置状況等を踏まえて対象課及び対象事項を抽出し、指摘事項等の改善状況などを実地監査の中で確認するフォローアップ監査を実施する。

工事監査においては、前回の監査で誤りが確認された案件と同様の工事等を抽出し、改善状況を確認するフォローアップを実施する。

従来の指摘事項に基づく措置状況の報告に加え、指摘に至らない注意・改善を要する指導事項についても改善状況の報告を求め、指摘等を行った後は、指摘を受けた対象課への研修の実施、措置状況等の確認、フォローアップの実施など連続した取組みにより、実効性ある業務改善サイクルの定着を図る。

② 各局区等に対する支援

ア 自主的な業務改善に対する支援

各局区等が行う研修へ講師として職員を派遣し、監査の視点から事務を行うに当たっての注意点等について研修を行うとともに、その中で組織の内部統制の必要性・重要性について注意喚起を行い、組織的な業務改善がなされるよう支援する。

また、監査結果を踏まえた研修を、より効果的なものとするため監査の期毎に実施する。

イ 監査結果の情報提供

過去の監査結果に係るデータや「誤りやすい事例集」を全庁〇
Aに掲載して情報提供を行うとともに、積極的な周知を図り、各
局区等の業務改善を支援する。

ウ 内部統制担当部局等との連携

指摘事項に対する措置状況の取りまとめ等を行う内部統制担当
部局や制度等の所管部局との間で、監査結果による業務改善の状
況等について、適宜、情報共有や意見交換等を行い、業務の改善
につなげる。

(3) 組織体制の充実

① 監査の専門性

ア 事務局職員の専門性向上

新任職員を中心として、会計室等が実施する研修や、外部機関
が行う研修にオンラインで参加する他、テーマを決めて内部勉強
会を行う等、積極的に知識の習得や専門性向上を図っていく。

イ 他都市事例の活用

毎年定例開催される監査関係の会議(書面開催も含む)などを通
じて、他都市が行っている監査業務に関して、監査の手法、手続
や結果のまとめ方などの情報収集に努め、それらを活用して監査
の専門性を高めていく。

ウ 監査マニュアルの充実

リスクアプローチや業務改善、3E視点の監査を的確に実施で
きるよう、法令等の改正に伴う改訂を行いながら、内容の充実や
改善を図っていく。

② 機能的な監査体制

内部統制制度の導入や、新型コロナウイルス感染症対応等を通じ
て認識した課題を踏まえ、また、全庁的に進む無線LANの環境整備
にもあわせ、より効果的な監査実施を目指し、業務プロセスの見直
しを行っていく。

■監査機能強化のための取組み

令和4年度は、昨年度に引き続き、下記2点について重点的に取り組ん
でいく。

(1) 監査機能の有機的連携等の再構築(1)①ウ及び(2)②ウ関連)

令和2年4月1日の地方自治法の一部改正施行に伴い、各種監査等
の有機的な連携及び調整による監査制度の充実強化が求められてい
る。

令和4年度は、他部局による検査等の実施状況について収集した情

報をもとに、各種監査等との重複等を整理し、内部統制担当部局及び制度等の所管部局との適正な役割分担に向け協議・検討する。

また、監査等の重点事項や着眼点の設定について、定期監査、包括外部監査等の結果や措置状況に加えて、内部統制評価報告書審査において把握した各局区等のリスクを分析し活用するなど、更なる連携方法について検討する。

なお、決算審査及び例月出納検査の連携については、引き続き取り組んでいく。

令和 5 年度以降、上記検討結果を踏まえて、監査機能の有機的連携等の再構築に取り組む。

(Ⅱ) 監査事務の効率化（デジタル化の推進）（(3)②関連）

監査においては、デジタル化を推進することにより、業務の効率化と資源の節約を図る。

令和 4 年度は、財務会計システムや庶務管理システムのデータを引き続き活用するとともに、住民監査請求に関する監査においても活用できるよう環境を整える。令和 3 年度のオンライン会議実施内容を踏まえ、課題を整理し、さらなる活用について検討していく。また、実査においてもペーパーレスを推進していく。

令和 5 年度以降は、会議や監査の実施方法について、すでに環境が整っている Web 会議や令和 4 年度中に活用可能となる無線 LAN 環境を活用し、より効率的になるよう検討していく。

3 実施する監査の種類及び対象等

令和 4 年度に実施する監査等の種類は、次のとおりとする。

なお、対象局区等及び団体並びに実施予定時期等は、別表のとおりとする。

(1) 監査

① 財務監査（定期監査）

年間を 2 期に分け、事務監査と工事監査に区分して実施する。また、原則として局区等を単位とし、全局区等について毎年度実施する。ただし、教育委員会を除く行政委員会については、3 年に 1 回実施する。

ア 事務監査

令和 4 年度は 26 局区等を対象に、支出、契約等の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかなどについて監査を実施する。

監査に当たっては、各期の実施計画において、対象部局の業務内容や行財政上の課題等を勘案のうえ、複数の局区等を横断して、また、対象の部ごとに重点的に監査を実施する事項を設定する。

イ 工事監査

令和 4 年度は 23 局区等を対象に、計画から維持管理までの各工程を着眼点とし、抽出した工事等が適正かつ効率的に行われている

かなどについて監査を実施する。

監査の対象は、契約金額が250万円を超える工事等とし、その中から抽出して監査を実施する。なお、契約金額が250万円以下の小規模工事等監査については、テーマを設定し監査を実施する。

監査に当たっては、各期の実施計画において、対象部局の業務内容や行財政上の課題等を勘案のうえ、複数の局区等を横断して重点的に監査を実施する事項を設定する。

② 財政援助団体監査

年間を2期に分け、本市からの「補助金」、「交付金」、「負担金」及び「派遣職員の人件費」の合計額が、過去3か年連続して3,000万円以上の団体を対象に、原則として4年に1回、事務監査を実施する。

令和4年度は4団体を対象に、財政的援助に係る出納その他の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、市の指導監督が適切に行われているかなどについて監査を実施する。

③ 出資団体監査

年間を2期に分け、市が出資している団体で出資比率が25%以上の団体を対象に、原則として3年又は4年に1回、事務監査及び工事監査を実施する。

令和4年度は8団体を対象に、出資に係る出納その他の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、市の指導監督が適切に行われているかなどについて監査を実施する。

④ 公の施設の指定管理者監査

年間を2期に分け、原則として指定管理者の指定期間中に1回、事務監査を実施する。

令和4年度は17団体を対象に、指定管理に係る出納その他の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査を実施する。

指定管理者による協定内容の履行状況及びこれに係る所管局の指導監督の実態について、その募集・選定から協定締結までの一連の手続きと併せて、監査を実施する。

⑤ 行政監査

特定の施策・事業に係るテーマを設定し、市の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかなどについて、令和3年度から令和4年度の2か年で、下記テーマについて、3Eの視点を踏まえ、監査を実施する。

令和4年度は、令和3年度に実施の調査票調査の結果を踏まえ、現地調査対象施設を選定し、実地調査を行う。

ア テーマ

「本市施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて」

イ 選定理由

本市ではユニバーサルデザインの理念に基づいた社会基盤の整備に取り組んでいるが、近年では共生社会の実現に向けた機運の高まりを受け、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応の一層の推進が求められていることから、本市施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応の更なる向上に資することを目的として監査を実施するもの。

ウ 実施内容

本市施設について、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応が図られているか、また、多様な利用者に対する配慮がなされているか等をハード面及びソフト面から検証する。

(2) 検査

① 例月出納検査

会計管理者等が保管する現金の毎月の出納について、現金の有高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかについて検査を実施する。

ア 実施体制

事務監査課の各係で会計毎に分担し、検査を実施する。

イ 着眼点

- ・各帳簿等の計数は正確であるか。また、相互に照合し、計数は一致するか。
- ・収入支出調書（公営企業会計については試算表）、現金預金有高調書及び金融機関の預金残高証明書の各月末の現金預金残高を照合し、残高は一致するか。

(3) 審査

① 決算審査

一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算について、決算書及び付属書類の計数の正確性を検証するとともに、適正かつ効率的に予算の執行及び事業の経営が行われているかについて審査を実施する。

② 基金運用状況審査

地方自治法に規定する基金について、基金の運用状況に関する調書の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかについて審査を実施する。

③ 健全化判断比率及び資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業ごとの資金不足比率が適正に算定されているかについて審査を実施する。

④ 内部統制評価報告書審査

市長が作成した財務事務の適正実施に関する評価報告書（内部統制評価報告書）について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査を実施する。

4 その他

本計画に定めることのほか、監査、検査、審査その他の行為（※指定金融機関等監査など）を実施する必要がある場合は、法令の規定に基づき、「福岡市監査基準」の趣旨に鑑み、実施する。

※指定金融機関等監査

各会計の管理者が実施した指定金融機関等が取り扱う公金の収納または支払の事務の検査結果について報告を求め、重大な問題が生じた場合は監査を実施する。

別表 監査対象局区等及び団体、各種監査等の実施予定時期等

(1) 監査

① 財務監査(定期監査)

(事務監査 26局区等)

担当課	実施期	対 象 局 区 等	実施予定時期	監査対象期間	資料作成基準日
事務監査課	第1期	総務企画局	令和4年8月から 同年10月まで	前回実査日の属する月の 初日から実査日まで	令和4年6月末日 ※ただし、職員配置等は 令和4年7月1日
		財政局			
		こども未来局			
		経済観光文化局			
		道路下水道局			
		消防局			
		交通局			
		教育委員会			
	第2期	会計室	令和4年11月から 同5年2月まで	前回実査日の属する月の 初日から実査日まで	令和4年9月末日 ※ただし、職員配置等は 令和4年10月1日 区役所については 令和4年8月末日 ※ただし、職員配置等は 令和4年10月1日
		市長室			
		市民局			
		福祉局			
		保健医療局			
		環境局			
		農林水産局			
		住宅都市局			
		港湾空港局			
		東区役所			
		博多区役所			
		中央区役所			
		南区役所			
		城南区役所			
		早良区役所			
		西区役所			
		水道局			
		市選挙管理委員会事務局 *			
		東区選挙管理委員会事務局 *			
		博多区選挙管理委員会事務局 *			
		中央区選挙管理委員会事務局 *			
		南区選挙管理委員会事務局 *			
		城南区選挙管理委員会事務局 *			
		早良区選挙管理委員会事務局 *			
		西区選挙管理委員会事務局 *			
		農業委員会事務局			

(注1) * マークは、定期監査の対象外だが、フォローアップ監査を行う場合がある。

(注2) 教育委員会とは、教育委員会事務局及び教育機関を指す。以下の監査等についても同じ。

(工事監査 23局区等)

担当課	実施期	対象局区等	実施予定時期	監査対象期間	資料作成基準日
工事監査課	第1期	総務企画局	令和4年6月から 同年10月までの間	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで なお、○マークは、 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで △マークは、 平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年3月末日 ※ただし、職員配置等は 令和4年5月1日
		財政局			
		こども未来局 ○			
		経済観光文化局 △			
		道路下水道局			
		消防局			
		交通局			
		教育委員会 △			
	第2期	市民局	令和4年6月から 同5年1月までの間		
		福祉局 ○			
		保健医療局 ○			
		環境局			
		農林水産局			
		住宅都市局			
		港湾空港局			
		東区役所			
		博多区役所			
		中央区役所			
		南区役所			
		城南区役所			
		早良区役所			
		西区役所			
		水道局			

② 財政援助団体監査

(事務監査 4団体)

担当課	実施期	所管局区等	対象団体	実施予定時期	監査対象期間	資料作成基準日
事務監査課	第1期	教育委員会	(一財)福岡市教職員互助会	令和4年8月から 同年10月まで	平成30年10月1日 から実査日まで	令和4年6月末日 ※ただし、職員配置等は 令和4年7月1日
	第2期	福祉局	(公社)福岡市シルバー人材センター	令和4年11月から 同5年2月まで	平成30年12月1日 から実査日まで	令和4年9月末日 ※ただし、職員配置等は 令和4年10月1日
			(公社)福岡市老人クラブ 連合会		平成31年1月1日 から実査日まで	
		農林水産局	(一社)福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会		平成29年12月1日 から実査日まで	

③ 出資団体監査

(事務監査 8団体)

担当課	実施期	所管局区等	対象団体	実施予定時期	監査対象期間	資料作成基準日
事務監査課	第1期	総務企画局	(公財)福岡アジア都市研究所	令和4年8月から 同年10月まで	平成30年9月1日 から実査日まで	令和4年6月末日 ※ただし、職員配置等は 令和4年7月1日
		経済観光文化局	(公財)福岡市文化芸術振興財団		平成29年10月1日 から実査日まで	
			福岡タワー(株)		平成30年9月1日 から実査日まで	
		教育委員会	(公財)福岡市学校給食公社		令和元年9月1日 から実査日まで	
	第2期	保健医療局	(地独)福岡市立病院機構	令和4年11月から 同5年2月まで	平成30年1月1日 から実査日まで	令和4年9月末日 ※ただし、職員配置等は 令和4年10月1日
		環境局	(株)福岡クリーンエナジー		令和2年1月1日 から実査日まで	
		住宅都市局	(公財)福岡市緑のまちづくり協会		令和元年12月1日 から実査日まで	
		港湾空港局	博多港ふ頭(株)		令和2年1月1日 から実査日まで	

(工事監査 8団体)

担当課	実施期	所管局区等	対象団体	実施予定時期	監査対象期間	資料作成基準日
工事監査課	第1期	総務企画局	(公財)福岡アジア都市研究所	令和4年6月から 同年10月までの間	平成30年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年3月末日 ※ただし、 職員配置等は 令和4年5月1日
		経済観光文化局	福岡タワー(株)		〃	
			(公財)福岡市文化芸術振興財団		平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで	
	第2期	教育委員会	(公財)福岡市学校給食公社	令和4年6月から 同5年1月までの間	平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで	
		保健医療局	(地独)福岡市立病院機構		平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで	
		環境局	(株)福岡クリーンエナジー		平成31年4月1日から 令和4年3月31日まで	
		住宅都市局	(公財)福岡市緑のまちづくり協会		〃	
		港湾空港局	博多港ふ頭(株)		〃	

④ 公の施設の指定管理者監査

(事務監査 17団体)

担当課	実施期	所管局区等	公の施設	対象団体	実施予定時期	監査対象期間	資料作成基準日
事務監査課	第1期	福祉局	福岡市立老人福祉センター(東香園)	株式会社西日本介護サービス	令和4年9月 から同年10月まで	平成31年4月1日 から実査日まで	令和4年 6月末日 ※ ただし、 職員配置 等は 令和4年 7月1日
			福岡市立老人福祉センター(若久園)			〃	
			福岡市立老人福祉センター(長生園)	社会福祉法人まごころ会		〃	
			福岡市立老人福祉センター(舞鶴園)			〃	
			福岡市立老人福祉センター(早寿園)	社会福祉法人敬養会		〃	
			福岡市立老人福祉センター(福寿園)	社会福祉法人福岡ケアサービス		〃	
			福岡市立老人福祉センター(寿楽園)	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会		〃	
			福岡市市民福祉プラザ	福岡市社会福祉協議会・旭商会共同事業体		〃	
		農林水産局	福岡市海づり公園	福岡市漁業協同組合		令和3年4月1日 から実査日まで	
		港湾空港局	福岡市海浜公園(シーサイドももち海浜公園, マリナタウン海浜公園)	マリゾン・博多湾環境整備共同事業体		平成31年4月1日 から実査日まで	
			博多港国際ターミナル(分館として中央ふ頭クルーズセンター)	博多港開発・西部ガス共同事業体		〃	
			博多港の港湾施設(港湾運営会社の運営に係る埠頭群, 臨港交通施設及び緑地を除く)	博多港ふ頭株式会社		〃	
	第2期	こども未来局	福岡市科学館	株式会社 福岡サイエンス&クリエイティブ	令和4年12月 から同5年2月まで	平成29年10月1日 から実査日まで	令和4年 9月末日 ※ ただし、 職員配置 等は 令和4年 10月1日
		経済観光文化局	福岡市民会館	株式会社福岡市民ホールサービス		平成31年4月1日 から実査日まで	
			福岡市祇園音楽・演劇練習場	福岡舞台芸術施設運営共同事業体		〃	
			福岡市千代音楽・演劇練習場	西部ガス都市開発株式会社		〃	
			博多座	株式会社博多座		〃	
		東区道路下水道局	福岡市自転車駐車場(東区)	公益社団法人福岡市シルバー人材センター		令和3年4月1日 から実査日まで	
		博多区道路下水道局	福岡市自転車駐車場(博多区)			〃	
		南区道路下水道局	福岡市自転車駐車場(南区)			令和2年4月1日 から実査日まで	
		城南区道路下水道局	福岡市自転車駐車場(城南区)			平成31年4月1日 から実査日まで	
		早良区道路下水道局	福岡市自転車駐車場(早良区)			令和2年4月1日 から実査日まで	
		西区道路下水道局	福岡市自転車駐車場(西区)			令和3年4月1日 から実査日まで	
中央区道路下水道局		福岡市自転車駐車場(中央区)	特定非営利活動法人I-DO	〃			

⑤ 行政監査

担当課	対象局区等	実施予定時期
事務監査課	関係局区等	通年

(2) 検査

① 例月出納検査

担当課	検査対象	実施予定時期
事務監査課	○会計管理者が保管する現金の毎月の出納 ○公営企業管理者等が保管する現金の毎月の出納 ・モーターボート競走事業 ・下水道事業 ・水道事業 ・工業用水道事業 ・高速鉄道事業	通年(毎月)
		監査委員会議報告予定時期
		令和4年5月、8月、10月、11月及び令和5年3月

(3) 審査

① 決算審査

担当課	審査対象	実施予定時期
事務監査課	○令和3年度 一般会計・特別会計歳入歳出決算 ○令和3年度 公営企業会計決算 ○令和3年度 脇山財産区歳入歳出決算	令和4年6月から同年8月まで

② 基金運用状況審査

担当課	対象局区等	実施予定時期
事務監査課	○令和3年度 基金運用状況	令和4年6月から同年8月まで

③ 健全化判断比率及び資金不足比率審査

担当課	対象局区等	実施予定時期
事務監査課	○令和3年度 健全化判断比率及び資金不足比率	令和4年6月から同年8月まで

④ 内部統制評価報告書審査

担当課	審査対象	実施予定時期
事務監査課	○令和3年度 財務事務の適正実施に関する評価報告書(内部統制評価報告書)	令和4年6月から同年8月まで
工事監査課		

(4) その他

本計画に定めることのほか、監査、検査、審査その他の行為(※指定金融機関等監査など)を実施する必要が生じた場合は、法令の規定に基づき、「福岡市監査基準」の趣旨に鑑み、実施する。

※指定金融機関等監査

各会計の管理者が実施した指定金融機関等が取り扱う公金の収納または支払の事務の検査結果について報告を求める。(監査委員会議報告予定時期: 令和4年5月)

○会計管理者による指定金融機関等の検査結果

○公営企業管理者等による出納取扱金融機関等の検査結果

(モーターボート競走事業、下水道事業、水道事業、工業用水道事業、高速鉄道事業)

[参考:年間スケジュール]

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
財務監査 (定期監査)	事務 監査					第1期			第2期				
	工事 監査					第1期			第2期				
財政援助団体監査						第1期			第2期				
出資団体監査	事務 監査					第1期			第2期				
	工事 監査					第1期			第2期				
公の施設の 指定管理者監査						第1期			第2期				
行政監査													
例月出納検査		通年(毎月)											
決算審査 基金運用状況審査 健全化判断比率及び 資金不足比率審査 内部統制評価報告書 審査													

* マークは、フォローアップ監査のみ実施する
場合がある。